

あんしんフード君等食品営業賠償共済事業推進計画

食品営業に係る危機管理の一環として、営業者の経営の安定と消費者保護のため食品営業賠償共済制度の普及推進を図る必要があります。このことからあんしんフード君及び食品営業賠償共済（以下、あんしんフード君等）の加入を推進するため、公益社団法人宮城県食品衛生協会（以下、県食協）は、公益社団法人日本食品衛生協会（以下、公社日食協）、三井住友海上火災保険株式会社及び普及推進員と連携して事業の推進を行います。

1 推進体制

県食協は、福祉事業部会において食品営業賠償共済の加入促進について推進方針を定め、公社日食協の特別支援によるあんしんフード君推進強化事業の推進を図るとともに食品営業賠償共済推進会議等を開催する。各地区食品衛生協会（以下、地区食協）は、賠償共済担当役員を定め事務職員及び普及推進員と連携を図り、組織的な対応によってあんしんフード君等の加入と併せて食品衛生協会会員（以下、会員）加入について広報・勧誘を行う。

2 あんしんフード君等推進強化事業

県及び地区食協は、特別支援支部・支所推進強化事業（平成 26 年度から 27 年度）の夏期 7 月、冬期 11 月を「あんしんフード君推進強化月間」として加入目標を定めてあんしんフード君等の加入を推進する。併せて平成 25 年 9 月から開始した団体傷害保険の加入について広報を行う。

3 食品衛生指導員及び推進員による加入の推進

食品衛生指導員及び推進員は、巡回指導活動において食品営業における苦情処理及び食中毒等の危機管理対応の必要性を説明し、食品営業者にあんしんフード君等の加入について広報・勧誘を行う。また、食品衛生指導員及び推進員は、食品衛生の指導的立場から自らあんしんフード君等の加入に協力する。

4 各講習会等におけるあんしんフード君等及び会員加入の推進

県及び地区食協が開催する各講習会等の機会を利用して食品営業者にあんしんフード君等の加入及び会員加入について広報・勧誘を行う。

(1) 講習会等

- 1) 食品衛生責任者講習会（養成講習）（実務講習）
- 2) 食品衛生指導員養成講習会
- 3) 指導員研修会及び食品衛生推進員研修会
- 4) 食中毒予防対策講習会等
- 5) その他の会議等

(2) 実施方法

1) 食品衛生責任者講習会における加入の推進

- ① 食品衛生責任者講習会の講師はテキスト「食品衛生責任者ハンドブック」の自主衛生管理の苦情処理及び危機管理の対応について受講者に説明する。
地区食協は、講習会の開催にあわせて普及推進員による広報・勧誘を行う。
なお、広報・勧誘の時間は、講習会全体の時間配分等を考慮して設定する。

2) 食品衛生指導員養成講習、食品衛生指導員・推進員研修における加入の推進

- ① 食品衛生指導員養成講習会の講師は「食品衛生指導員ハンドブック」の被害者救済と食品営業賠償共済制度を受講者に説明する。
- ② 食品衛生指導員及び推進員研修会において必要に応じて三井住友海上火災保険（株）仙台支店または普及推進員を講師に依頼して広報・勧誘を行う。

(3) 講師依頼

県食協は、食品衛生責任者講習会の講師打合せ会議において苦情処理及び危機管理の対応等について内容を調整する。また、（公社）日食協担当者、三井住友海上火災保険（株）仙台支店に講師を依頼する場合の調整を行う。

地区食協は、責任者講習会開催に普及推進員による広報・勧誘を依頼する場合は事前に調整を行う。

5 その他あんしんフード君等の加入の推進

食品営業関係組合等については一括加入を勧め、既に参加している組合等には、あんしんフード君への切り替え加入を勧める。

6 報奨制度

（公社）日食協による奨励策のほか、県食協は、あんしんフード君等の加入推進強化を目的とした報奨制度を設けて地区食協の食品営業賠償共済制度の普及推進の支援を行う。

7 実施結果

地区食協は、別紙により毎年 12 月末日まで県食協に報告する。

8 実施日

平成 26 年 6 月 13 日から実施する。

あんしんフード君推進報奨制度

目的

あんしんフード君等食品営業賠償共済事業推進計画にもとづき報奨制度を設ける。

1. 報奨制度

(1) あんしんフード君の加入目標

(公社) 日本食品衛生協会が目標とする前年度の食品営業賠償共済加入数であんしんフード君加入数を除した割合 26%を目標とします。

(2) あんしんフード君目標達成に対する報奨

食品営業賠償共済加入数が前年度比で増加し、かつ、あんしんフード君の達成目標 26%に最も近い地区食品衛生協会のうち上位の協会に対して報奨金を交付します。

(3) あんしんフード君及び食品営業賠償共済の新規加入実績に対する報奨

当該年度の新規加入件数に基づき報奨金を交付します。なお、新規加入者には次年度以降について継続加入を勧めます。

2. 支給基準

(1) あんしんフード君目標達成に対する報奨

地区食品衛生協会が当該年度の加入実績に基づき達成目標の順位により 2 協会に 30,000 円、20,000 円を交付します。ただし、次年度は本制度の交付を受けた地区食品衛生協会は対象としません。

(2) あんしんフード君及び食品営業賠償共済の新規加入実績に対する報奨

地区食品衛生協会が当該年度の新規加入件数に基づきあんしんフード君及び食品営業賠償共済に対して定額交付します。ただし、初年度は予算の範囲とし、次年度は定額交付とします。

3. 交付

当該年度末の実績に基づき翌月に交付します。

4. 報奨金の活用

地区食品衛生協会は推進計画 6 (報奨制度) の主旨から食品営業賠償共済制度の普及推進事業に活用することとします。

5. 実施期間

平成 26 年度から 27 年度

食品衛生協会共済事業担当役員、担当職員

食品衛生協会	担当役員	事務職員	住所、連絡先
仙南食品衛生協会	猪股和郎	鈴木道子 小熊洋子	〒989-1243 柴田郡大河原町字南 129-1 0224-53-3111 (県合庁)内線 367
岩沼食品衛生協会	佐々木圭亮	佐々木祐子	〒989-2432 岩沼市中央 3-1-18 0223-22-2188 (県保健所)
黒川食品衛生協会	近藤 茂	村上真紀	〒981-3304 黒川郡富谷町ひより台 2-42-2 022-358-1111 (県保健所)
塩釜地区食品衛生協会	西村幸一	我妻まゆみ	〒985-0003 塩竈市北浜 4-8-15 022-365-5940 (県保健所)
石巻地区食品環境衛生団体連合会	大森宣勝	安部由利子 鈴木幸代	〒986-0812 石巻市東中里 1-4-32 0225-95-1411 (県合庁)内線 377
大崎食品衛生協会	齋藤邦夫	佐瀬芳江	〒989-6117 大崎市古川旭 4-1-1 0229-23-8011 (県保健所)
栗原食品衛生協会	鹿野哲雄	狩野清子	〒987-2251 栗原市築館藤木 5-1 0228-22-2111 (県合庁)内線 515
登米保健所管内食品衛生協会	浅井亮喜	菅原紀久子	〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5 0220-22-6120 (県保健所)
気仙沼保健所管内食品環境衛生組合連合会	菅原俊朗	遠野陽子	〒988-0066 気仙沼市東新城 3-3-3 0226-22-2442

食品営業賠償共済普及推進員一覧

平成 26 年 2 月 6 日

名 称 (代表又は推進員名)	住所又は所在地	電話番号	食品衛生協会
合同会社ファースト 渡辺勝利	〒989-0242 白石市柳町 7	0224-26-1708	仙南
あゆみサポート角田 大槻秀敏	〒981-1505 角田市角田字中島下 281-3	0224-63-2272	仙南
合同会社ゆあーず企画 星喜久夫	〒989-2311 亶理郡亶理町荒浜字新御狩屋 30-9	0223-35-2055	岩沼
(株)ウイン・ワンズ 大場利江子	〒983-0034 仙台市宮城野区扇町 4-7-38	022-231-1522	塩釜
(有)KUMAGAI 大橋壮光	〒981-3331 黒川郡富谷町東向陽台 2-2-22	022-373-0726	黒川 石巻
(有)仙北保険サービス 藁谷道博 わらがい	〒989-6116 大崎市古川李埵 2-7-45	0229-23-0901	大崎
東北総合企画 工藤みつほ	〒989-6441 大崎市岩出山通町 107-14	0229-72-1992	大崎
平成企画サービス 松本徳平	〒987-2232 栗原市築館沢入 53-3	0228-22-7256	栗原
保険サービス(ごとう) 後藤敏昭	〒987-0433 登米市南方町沼崎前 81	0220-58-2835	登米
(有)リアス興産 菅原康裕	〒988-0045 気仙沼市田谷 9-6	0226-24-8833	気仙沼

